2　締約国は、この条約に基づいて入手した情報を、当該情報を提供した締約国が事前の許可を与えた場合にのみ、刑事裁判における証拠として用いることができる。ただし、二以上の締約国は、事前の許可の条件を相互に放棄することを合意することができる。

3　いかなる締約国も、いずれか一の寄託者に宛てた宣言により、次条及び第七条の規定に従い自国の居住者又は国民に関する情報を提供する前に、自国の当局が自国の法令により当該居住者又は国民にその旨を通知することを明示することができる。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　被要請国は、要請国の要請があったときは、前条に規定する情報であって特定の者又は取引に関するものを当該要請国に提供する。

2　被要請国は、自国の租税に関して保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、要請された情報を要請国に提供するため全ての関連する措置をとる。

第六条　自動的な情報の交換

二以上の締約国は、当該締約国間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第四条に規定する情報を自動的に交換する。

第七条　自発的な情報の交換

1　締約国は、次のいずれかの場合には、自国が保有する情報を、事前の要請なしに、他の締約国に提供する。

a　当該他の締約国において租税の損失があると推測する根拠を有する場合

b　課税を受けるべきものとされる者が自国における租税の軽減又は免除を得た結果、当該他の締約国において、当該者について租税の額が増加し、又は納税義務が生ずることとなる場合

c　自国において課税を受けるべきものとされる者と当該他の締約国において課税を受けるべきものとされる者との間の事業活動上の取引が、自国若しくは当該他の締約国又はその双方において租税の額を減少させる結果となるような方法で、一又は二以上の国を通じて行われている場合

d　企業集団内の人為的な利得の移転により租税の額が減少することとなると推測する根拠を有する場合

e　当該他の締約国から提供された情報により、当該他の締約国における納税義務の認定に関連する情報を入手することができた場合

2　締約国は、1に規定する情報が他の締約国に送付されることを確保するため、必要な措置をとり、及び手続を実施する。

第八条　同時税務調査

1　二以上の締約国は、これらの締約国のうちいずれかの締約国の要請があったときは、同時税務調査の事案及び手続を決定するため、相互に協議する。関与する締約国は、特定の同時税務調査に参加することを希望するか否かを決定する。

2　この条約の適用上、「同時税務調査」とは、二以上の締約国による調査であって、入手した関連する情報を交換することを目的として、共通の又は関連する利害を有する者の租税に関する事項について、それぞれの締約国が自国の領域内において同時に行うものをいう。

第九条　海外における租税に関する調査

1　被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があったときは、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　被要請国の権限のある当局は、要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通報する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、被要請国が行う。

3　締約国は、1に規定する要請を原則として受け入れない意思をいずれか一の寄託者に対して宣言することができる。その宣言は、いつでも行い、又は撤回することができる。

第十条　矛盾する情報

締約国は、ある者の租税に関する事項についての情報であって当該締約国の保有する情報と矛盾すると認められるものを他の締約国から受領した場合には、当該情報を提供した当該他の締約国にその旨を通知する。

第二節　徴収における支援

第十一条　租税債権の徴収

1　被要請国は、要請国の要請があったときは、第十四条及び第十五条の規定に従い、要請国の租税債権を自国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとる。

2　1の規定は、要請国において執行を許可する文書の対象となる租税債権であって、関係締約国間に別段の合意がある場合を除くほか、争われていないものについてのみ、適用する。ただし、当該租税債権が要請国の居住者でない者に対するものである場合には、1の規定は、関係締約国間に別段の合意がある場合を除くほか、当該租税債権がもはや争われることがないときにのみ、適用する。

3　死亡者又はその遺産に関する租税債権の徴収における支援を行う義務は、当該租税債権が遺産から徴収されるか又は遺産の受益者から徴収されるかに応じ、当該遺産の価値又は当該遺産の各受益者が取得した財産の価値に限定される。

第十二条　保全の措置

被要請国は、要請国の要請があった場合には、租税債権について争われているとき又は執行を許可する文書の対象となっていないときであっても、一定の額の租税の徴収のために保全の措置をとる。

第十三条　要請に添付する書類

1　この節の規定に基づく行政支援の要請には、次に掲げるものを添付する。

a　租税債権がこの条約の対象となる租税に関するものである旨の宣言及び徴収の場合には、第十一条2の規定に従い、租税債権が争われていない旨又は争われることがない旨の宣言

b　要請国における執行を許可する文書の公式な写し

c　徴収又は保全の措置のために必要なその他の書類

2　要請国における執行を許可する文書は、適当な場合には、被要請国において施行されている規定に従い、支援の要請を受領した日の後できる限り速やかに、被要請国における執行を許可する文書により、認容され、承認され、補足され、又は代替される。

第十四条　期間制限

1　租税債権に係る期間であって、それを超えて当該租税債権を執行することができないものに関する問題は、要請国の法令によって規律される。支援の要請には、当該期間に関する詳細を明記する。

2　支援の要請に従い被要請国がとった徴収のための措置であって、被要請国の法令によれば1に規定する期間について停止又は中断の効果を有することとなるものは、要請国の法令の下においても同様の効果を有する。被要請国は、当該措置について要請国に通報する。

3　被要請国は、いかなる場合にも、執行を許可する文書の原本の日付の日から十五年の期間が満了した後に行われる支援の要請に応ずる義務を課されるものではない。

第十五条　優先権

徴収における支援が行われる租税債権は、用いられる徴収の手続が被要請国の租税債権について適用されるものである場合であっても、被要請国において当該租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しない。

第十六条　納付の繰延べ

被要請国は、自国の法令又は行政上の慣行が同様の状況において納付の繰延べ又は分割納付を認める場合には、納付の繰延べ又は分割納付を認めることができる。ただし、被要請国は、要請国にあらかじめその旨を通知する。

第三節　文書の送達

第十七条　文書の送達

1　被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国から発出される文書（司法上の決定に関する文書を含む。）であって、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達する。

2　被要請国は、次に掲げる方法により、文書の送達を実施する。

a　実質的に同様の性質の文書の送達に関する被要請国の法令に定める方法

b　可能な範囲内で、要請国によって要請される特別の方法又はこれに最も類似する方法であって被要請国の法令によって認められるもの